

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	岐阜県
3. 市区町村名	関ヶ原町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.town.sekigahara.gifu.jp/3790.htm">http://www.town.sekigahara.gifu.jp/3790.htm</a>

執行機関名 関ヶ原町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年関ヶ原町条例第三十二号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの(「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		関ヶ原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年関ヶ原町条例第三十二号)による助成金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第一条	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年関ヶ原町条例第三十二号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、ももつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の <u>保健の向上</u> に寄与し、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例(昭和五十年条例第三十二号) 関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和六十三年規則第4号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第六条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法三十一条第一号の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第五条のおお受給証に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第二条第一項第三号、同項第四号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	関ヶ原町福祉医療費助成に関する条例第二条第一項第三号、同項第四号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報